

電気柵の購入費を助成します

(令和8~10年度重点事業) 横手市農林部農林整備課

令和8年度獣害防止対策事業のお知らせ

近年、横手市ではクマやイノシシ等による農畜産物の被害が増加しています。そこで、横手市では、農畜産物及び人身への被害を未然に防ぎ、農業者の収入源を守るため、電気柵の購入費の一部を助成します。
一次募集の締め切りは7月10日です。

対象者

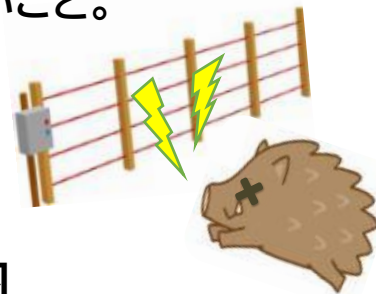
農業者、農業法人、果樹共同防除組合 等

【要件】

- ①市内に住所を有し、市税等に滞納がないこと。
- ②農畜産物を出荷・販売していること。

対象品目

果樹、水稻、野菜、畜産全般



補助率

電気柵等の税抜資材費の1/2以内
(上限:個人 15万円、団体等 30万円)

※事業費低減に努めるようにお願いします。
電気柵以外の資機材は補助対象になりません。
(防鳥網、電子防鳥機、忌避剤などは対象外。施工費も対象外。)

申し込み

申し込み期限(一次募集) 令和8年7月10日(金)

- ・事業の申込書(実施計画書)は、横手地域は市農林部農林整備課(旭川一丁目)に、その他の地域は各地域局の産業建設係に備えています。
- ・申し込み時には、見積書の写しなど金額等が分かる書類を添付してください。
- ・予算を超える申し込みがあった場合は、予算の範囲内での補助となります。
- ・一次募集の期限以降も予算がある場合は、随時申し込みを受け付け、先着順で採択します。
- ・申し込みは同一年度に一回までです。また、過去に申請した農地での申請は認められません。
令和8年3月31日以前に納品したものは対象外です。
- ・防草シートは導電性の物に限ります。クマ・イノシシ用の電気柵は3段以上としてください。
- ・汎用性のある資材のみの申請は認められません。(バッテリー単体、収納ボックスなど)
- ・電圧テスターは1申請で1個まで対象とします。セットから外せない場合、定価分を減額します。

お問い合わせ

横手市農林部農林整備課 担当：森林整備係

電話 0182-32-2114 FAX 0182-32-4037